

自治会法人  
小山二丁目  
自治会規約集

平成23年(2011年)度版

目次	ページ
自治会法人小山二丁目自治会規約・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ~ 8
小山二丁目自治会会費並びに役員手当規定・・・・・・・・	9
小山二丁目自治会館使用規定・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ~ 11
小山二丁目自治会館使用細則・・・・・・・・・・・・・・・・	12 ~ 13
小山二丁目自治会特別会員並びに、賛助会員規定・・・・	14 ~ 15

# 自治会法人小山二丁目自治会規約

## (名称)

第1条 本会は、自治会法人小山二丁目自治会と称する。

## (区域)

第2条 本会の区域は、相模原市小山二丁目の全区域とする。

## (会員資格)

第3条 本会の会員となれる者は、前条の区域内に居住する者(世帯主又は世帯を代表できる者)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めた『小山二丁目特別会員並びに、賛助会員規定』に基づき特別会員、賛助会員となることができる。

## (入会)

第4条 前条の個人、又は事業所から本会への申込みがあった場合には、本会は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

## (退会等)

第5条 会員が次の各号一に該当する場合には、退会したもとする。

- (1) 第2条に定める区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 本人から退会届けが会長に提出されたとき。

- 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

## (会費)

第6条 会員は、別に定めた『小山二丁目自治会会費並びに役員手当規定』に基づいて納入しなければならない。

- 2 会員に特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

## (事務所)

第7条 本会の事務所は、小山二丁目自治会館(相模原市小山二丁目9番地13号)に置く。

## (目的)

第8条 本会は、会員相互の親睦及び連絡、環境の整備、福祉の増進、防災、並びに自治会館の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資するため地域的な共同活動を行うことを目的とする。

- 2 前項の目的を達成するため、本会に次に掲げる専門部を置き、それぞれの専門部は当該各号に定める事業を行う。

- (1) 広報部 広報及び連絡に関する事業
- (2) 体育部 球技大会、会員の健康保持及び親睦レクリエーションに関する事業
- (3) 文化部 夏祭り、ふるさと祭り等文化的行事に関する事業
- (4) 防災・防犯・交通部 地域全般の防災防犯に関する事業並びに、  
地域内の道路の整備及び交通安全に関する事業

- (5) 青少年・婦人部 婦人の地位向上及び教養に関する事業並びに、  
青少年の健全な育成に関する事業
- (6) 環境部 地域全般の生活環境整備（衛生）に関する事業
- (7) 福祉部 会員の社会福祉向上及び高齢者対策に関する事業  
簡易保険の保険料団体払込制度による保険料払込団体の運営に関する事業

（本部役員）

第9条 本会に、次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名      (2) 副会長 2名      (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名      (5) 専門部長 7名      (6) 監事 2名

（本部役員の選任）

第10条 本部役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事は、会長、副会長及び、その他の本部役員を兼ねることができない。

（組長の選出）

第11条 組長は各組の会員の中より選出し、その選出基準は原則として次のとおりとし、総会において確認する。

- ア) 世帯数 40戸未満 1名
- イ) 世帯数 40戸以上～80戸未満 2名
- ウ) 世帯数 80戸以上 3名

（顧問・相談役の選出）

第12条 顧問または相談役は、事業の遂行上特に必要と認めるときは、役員協議により若干名選出委嘱できる。

（協力委員の指名）

第13条 夏祭り、市民運動会等の特別な自治会行事を運営するため、役員以外の協力委員を会長が指名することが出来る。

（役員の職務）

第14条 会長は会を代表し、会を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 書記は総会、役員会、本部役員会の議事を正確に記録、保存及び資産の維持管理をする。
- 4 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に必要な書類を管理する。
- 5 専門部長は、第8条第2項各号に規定する各部の事業を行う。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

- 7 組長は組を掌握し、かつ本会の業務を分掌する。
- 8 顧問または相談役は本会の運営について、会長もしくは役員会の相談に応じる。

(任期)

第15条 役員任期は1年(4月1日から翌年3月31日まで)とする。但し、会計以外は再任を妨げない。

- 2 任期中に役員欠員を生じたときは、役員会において補充し、その任期は前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(会議)

第16条 本会の会議は、総会、本部役員会、役員会及び専門部会とする。

- 2 総会は、本会の最高議決機関であり、定時総会及び、臨時総会とし、特別会員及び、賛助会員を除く会員をもって構成する。
- 3 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
- 4 役員会は、会長、副会長、書記、会計、専門部長及び組長をもって構成する。

(会議の招集)

第17条 定時総会は、年一回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に会長が招集する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 役員会または会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - (3) 第14条第6項第4号の規定により監事からの開催の請求があったとき。
- 3 本部役員会及び、役員会は必要に応じ、会長が招集する。

(総会の議決事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び会計決算の承認に関する事。
  - (2) 資産管理報告の承認に関する事。
  - (3) 事業計画及び予算の承認に関する事。
  - (4) 自治会館運営に関する重要事項に関する事。
  - (5) 規約の改正に関する事。
  - (6) 役員選任に関する事。
  - (7) その他本会の重要事項に関する事。
- 2 前項に定める事項で急を要するものは、役員会で決議執行することができる。この場合においては、次の総会で承認を受けなければならない。

( 総会の成立要件、議長、書記、資格審査の選出及び議決 )

第 19 条 総会は特別会員及び、賛助会員を除く総会員の 2 分の 1 以上の出席 ( 委任状を含む ) をもって成立する。

- 2 総会の議長及び書記は、出席した役員の中から総会にて選出する。
- 3 資格審査は、事前に総会に出席する役員の中から会長が指名する。
- 4 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 総会の議事録 )

第 20 条 総会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数
- (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長とその会議において選任された議事録署名人が署名及び押印しなければならない。

( 役員会の議決事項 )

第 21 条 役員会は総会に次ぐ決議機関であり、毎月一回以上を開催するものとし、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 選考委員を選出に関する事項。尚、選考委員は次年度の会長・副会長・書記・会計・専門部長及び監事について候補者を選考する。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

( 役員会の成立要件及び議決 )

第 22 条 役員会は特別会員及び、賛助会員を除く総役員の 2 分の 1 以上の出席 ( 委任状を含む ) をもって成立する。

- 2 会長が必要と認めるとき、役員 3 分の 1 以上の要求があるとき招集し臨時役員会を開催しなければならない。

( 事業計画及び予算 )

第 23 条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

( 会計年度 )

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の3月末日以前の総会において議決されたとき、次年度が始まる4月1日までの収入支出については、次年度会計として収入支出を計上することができる。

(資産の構成)

第25条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 別に定める財産記載の資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第26条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第27条 本会の資産で、第26条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において総会員の2分の1以上の同意を要する。

(会計及び資産帳簿の整備)

第28条 会長は、本会の収入支出及び資産の目的の状況を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備しておかなければならない。

- 2 会員が前項の帳簿の閲覧を請求した時は、これを閲覧させなければならない。

(事業報告及び決算)

第29条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書及び財産目録等を作成して行うものとし、会長はこれらの書類について監事の監査を受けた後、毎会計年度終了後1月以内に、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項に規定にかかわらず、毎会計年度終了前15日以内に総会の承認を受けることができる。

(保証人)

第30条 自治会会長、副会長は自治会館建設にかかわる融資に関する保証人となる。保証人となった者が融資返済期間中に任期を終えた場合は、新会長、新副会長が保証人となり、滞り無く融資返済を行う。

- 2 簡易保険の保険料団体払込制度による保険料の集金事務を委託された集金人が何等かの金銭的な損害を生じさせた時は、自治会長、副会長が補填する。

(表彰)

第31条 本会の事業活動を通じ優れた功績のあった者に対し、次の基準に従ってその労に報いることができる。

- (1) 会務に精励し、地域住民の福祉向上のために率先尽力するなど功労顕著であると認められた者。
- (2) 人知れず地域の福祉増進、文化向上に活躍し、功労著しく他の模範としてふさわしい者。
- (3) 表彰の内容は次のとおりとする。
  - ア) 感謝状
  - イ) 表彰状
  - ウ) 記念品(併贈することもできる)

( 弔慰金 )

第 32 条 本会の会員または同居している家族が死亡した場合、原則として一件当たり 5,000 円の弔慰金を贈る。

- 2 前項にかかわらず、自治会功労者(自治会役員又は、永年自治会に貢献したもの)の場合は、5,000 円の弔慰金と花輪又は、生花を贈る。

( 見舞金 )

第 33 条 本会の会員が、天災地変、火災、交通事故等により被害を受けた場合は、その程度により役員会の協議を経て見舞金を支給することができる。

( 役員手当 )

第 34 条 役員には、別に定めた『小山二丁目自治会会費並びに役員手当規定』に基づいて手当を支給する。

( 規約の変更 )

第 35 条 この規約は、総会において、特別会員及び、賛助会員を除く総会員の 2 分の 1 以上の同意を得、かつ相模原市長の認可を受けなければならない。

( 備付帳簿及び書類 )

第 36 条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記簿に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類並びに、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

( 委任 )

第 37 条 この規約の施行に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 平成 14 年自治会法人設立認可以前の旧会則は、昭和 52 年 4 月 1 日制定  
同 上 旧会則は、昭和 58 年 4 月 1 日改正  
同 上 旧会則は、昭和 62 年 4 月 1 日改正  
同 上 旧会則は、平成 3 年 4 月 1 日改正  
同 上 旧会則は、平成 9 年 4 月 1 日改正  
同 上 旧会則は、平成 11 年 4 月 1 日改正  
同 上 旧会則は、平成 12 年 6 月 1 日改正  
同 上 旧会則は、平成 13 年 4 月 1 日改正  
同 上 旧会則は、平成 13 年 12 月 1 日改正

平成 14 年 3 月 26 日 小山二丁目自治会会則(昭和 52 年 4 月 1 日制定)は、廃止する。

- 2 自治会法人小山二丁目自治会規約は、平成 14 年 3 月 27 日より施行する。  
この規約は、平成 15 年 3 月 31 日改正  
同 上 平成 18 年 3 月 26 日改正



# 小山二丁目自治会会費並びに役員手当規定

第1条 この規定は、小山二丁目自治会会費並びに役員手当について、必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本会の経費は、一般会費、特別会費及び、簡易保険の団体払込制度による割引額をもってこれにあてる。

- (1) 一般会費：会員がこれを負担し、一世帯会員当たりの負担額は、月額500円とする。内訳は、自治会活動費として200円、自治会館建設費用として300円とする。
- (2) 特別会費：祭り等の事業収入、補助金、特別会員、賛助会員よりの会費及び、寄付金等とする。

(役員手当)

第3条 役員には手当を支給する。

(1) 支給額(年額)は次のとおりとする。

ア) 会長	10,000円
イ) 副会長	8,000円
ウ) 書記	7,000円
エ) 会計	7,000円
オ) 専門部長	6,000円
カ) 組長	4,000円

(2) 役員兼務者については併給しない。

(3) 総会、役員会及び自治会が参加する行事に3分の2以上出席しない場合は、役員手当は支給しない。

(規定の変更)

第4条 この規定についての改定は、自治会総会において審議決定する。

附 則

- 1 この規定は、平成14年2月3日制定、自治会法人設立認可を得た後  
平成14年3月27日から施行する。  
平成15年3月31日から施行する。

## [小山二丁目自治会館使用規定]

### 第1条

この規定は、小山二丁目自治会館の使用並びに管理運営について必要な事項を定める。

### 第2条（使用の目的）

小山二丁目自治会館は、自治会の集会や事業活動の他、会員相互の各種活動及び親睦の場として、広く自由公平に利用することを目的とする。

### 第3条（管理運営）

小山二丁目自治会館は、前条の目的のため、会員の代表組織である小山二丁目自治会が管理運営するものとする。これに必要な細則は別に定める。

### 第4条（調整会議）

小山二丁目自治会館は、利用する各種団体がトラブルなく会館を運営するため以下の内容について自治会本部役員との間での事前調整会議にて話し合い決定する。

(1) 会議の開催日程は、年4回（4月、7月、10月、1月）行なう。

(2) 自治会館を利用する各種団体の役員（1団体：2～3名程度）は、会議に出席する。

例えば、4月～6月に会館利用を予定している団体は4月の調整会議に出席して、他団体との日程調整を行う。

(3) 会館を利用する上での問題点、提言等を提起して会議にて、話し合い検討してより良い自治会館運営を図る。

### 第5条（使用許可）

(1) 会館を使用するときは、自治会の許可を得なくてはならない。

(2) 前項の許可をする場合、管理上必要とするときは条件を付すことがある。

ア) 酒食を伴う会合は、1階中会議室のみとする。

やむをえず2階大会議室における酒食を伴う場合、事前に自治会長の許可を得る。

イ) 50人を越える出席者がある会合のとき。

事前に自治会長の許可を得る。

(3) 次に該当する場合は、許可しないことがある。

ア) 建物及び付属設備等を損傷または破損する恐れがあると認められるとき。

イ) 会館管理上支障があると自治会長が認められるとき。

ウ) 会員外のみで使用するとき。

### 第6条（使用取り消し）

前項の使用許可を受けた者で、次に該当する場合はその使用を取り消すことがある。

ア) 申し込み内容と、使用内容が著しく異なることが判明したとき。

イ) 自治会の事業活動上やむをえないとき。

### 第7条（損害賠償）

使用者は、建物及びその付属設備を損傷または破損したときは、その損害に応じて賠償しなければならない。

### 第8条（使用制限）

次に該当する場合は原則として使用を許可しない。但し 自治会が必要と認めた場合はこの限りでない。

ア) 会館内の定期清掃等の休館日

- イ) 同一の利用者が引続き 1 単位時間（2 時間）以上にわたって使用すること。
- ウ) 4 カ月以上先の使用予約について。
- エ) 営利目的のための塾及び教室等に使用すること。

#### 第 9 条 （使用料金）

会館は、ガス、電気、水道等の維持費がかかるので、細則に定める維持管理費相当の使用料金を自治会に納めなくてはならない。

但し、自治会の定例役員会、事業活動及び、自治会の助成を受けている団体等が使用する場合はこの限りでない。

#### 策 10 条 （遵守事項）

- ア) 許可された以外の施設及び付属設備を使用しないこと。
- イ) 許可された以外の物品を会館内への持ち込み及び、保管しないこと。
- ウ) 掲示板以外の壁・柱・天井等に張紙または画鋲類を打ち込まないこと。
- エ) 指定場所以外での火気は絶対使用しないこと。
- オ) 会館内での喫煙は禁止する。（玄関前を喫煙場所とする）
- カ) 騒音・怒声など、他人に迷惑をかけるような行為は慎むこと。
- キ) 会館使用后、使用者は整理・整頓・清掃をすること。
- ク) 休日及び夜間の使用者は、特に火気及び照明の点検と戸締りを厳重にすること。
- ケ) 使用者は、会館の使用に際しては自治会長（または代行者）の指示に従うこと。

#### 第 11 条 （禁止事項）

何人も許可なく会館及びその施設または付属設備や敷地内を使用することはできない。

#### 第 12 条 （改正）

この規定を改正する場合は、自治会役員会に置いて審議決定する。

この規定は、昭和 54 年 7 月 15 日 制定  
平成 3 年 4 月 1 日 改正  
平成 13 年 7 月 28 日 改正  
平成 17 年 3 月 5 日 改正

# [小山二丁目自治会館使用細則]

## 第1条

この細則は、小山二丁目自治会館使用規定第3条に基づいてこれを定める。

## 第2条

この会館を使用する者は、使用規定第4条・第5条・第7条・第8条・第9条・第10条及び、第11条を遵守しなければならない。

## 第3条（使用手続き）

この会館の使用を希望するものは、事前に所定の申し込み台帳に必要な事項を記載し、会長（または代行者）の許可手続きを受けた後、会館の鍵を借用して利用しなくてはならない。

- 2 自治会より、承認を受けた団体、各種クラブの会長又は、代表者は自治会館の合鍵をもち、所定の申込台帳に記載の後、随時会館の利用をすることができる。ただし、トラブルを未然に防止する目的で、自治会長に対して、「自治会館鍵の預かり念書」を事前に提出しなければならない。

## 第4条（使用料金）

大会議室、中会議室に関係なく、会館使用の優先順位及び一回当たりの使用料金を次のとおり定める。

優先順位	団体名	使用料金
A	本自治会の運営に関わる組織	無料
B	自治会が加盟する上部組織、 小山二丁目子供会・老人会・PTA等 自治会の助成を受ける組織	無料
C	町内の同好会的組織及び個人	1,000円
D	その他地区外の友好団体	2,000円

大会議室（2階）中会議室（1階）の使用料金は、同一金額です。

## 第5条（使用時間）

使用時間は原則として2時間（1単位時間）とする。

但し、特別の事由があるときは、許可を得て時間を延長することができる。

## 第6条（使用者の義務）

- (1) 使用者は、会館使用後速やかに会長（または代行者）に使用料金の支払い、会館鍵の返却をしなければならない。
- (2) 最後に退館する際、自治会館に常備している「小山二丁目自治会館退館時のチェック・シート」へチェック項目の確認・記録して退館する。

## 第7条（定期清掃の義務）

定期清掃を実施する団体名及び、実施月は次の通りとする。

自治会・・・・・・・・・・5月、7月、9月、12月、3月

老人会・・・・・・・・・・4月、8月

育成会・・・・・・・・・・6月、10月、2月

その他、合い鍵を所有している各種クラブ・11月、1月

- (1) 実施日については、各団体の都合でよいが、清掃実施後速やかに会長（または代行者）に所定の報告書にて実施報告書を提出すること。

第8条（改正）

この細則についての改正は、自治会役員会において審議決定する。

昭和 55 年 4 月 1 日 制定  
平成 2 年 4 月 1 日 改正  
平成 3 年 4 月 1 日 改正  
平成 13 年 7 月 28 日 改正  
平成 17 年 2 月 5 日 改正  
平成 17 年 7 月 2 日 改正

## 小山二丁目自治会特別会員並びに、賛助会員規定

### (目的)

第1条 この規定は、次の各号を目的として、作られたものである。

- (1) 小山二丁目地域において、生活基盤が同一である会員と賃貸マンション及び、ワンルーム・マンション等の居住者との会費等の負担格差を解消し、平等でよりよい社会環境をめざす。
- (2) 賃貸マンション、ワンルーム・マンション等の居住者は、住居異動が頻繁であり自治会としての個々の把握が困難である。会員主体の『自治会規約』での自治会運営には支障があり、本規定にて補完する。
- (3) 小山二丁目地域内において、活動する企業並びに、大規模商店等の事業主に対して、積極的に自治会への財政上の協力をお願いして、脆弱な自治会財政基盤を補う。

### (資格)

第2条 本会の特別会員並びに、賛助会員とは、小山二丁目地域内にあって、一般会員になっていない、次の各号一に該当するものとする。

- (1) 特別会員：賃貸マンション及び、ワンルーム・マンション等で10世帯以上の規模であり、管理会社が管理しているマンション居住者とする。但し、社宅・寮は除く。
- (2) 賛助会員：従業員10人以上の事業規模にある事業所及び、従業員10人以上大規模商店等の事業主または、事業所とする。

### (自治会活動の免除)

第3条 本会の特別会員並びに、賛助会員は、小山二丁目自治会活動を免除する。尚、自治会より配布・連絡等については、防災に関する事項のみとする。

### (情報の開示)

第4条 本会の特別会員並びに、賛助会員は、小山二丁目自治会に対して総会資料及び、会議議事録等の自治会活動に関する書類の開示を請求することが出来る。

2. 前項の請求を受けた時、小山二丁目自治会は、正当な理由もなく拒否することは出来ない。

### (退会等)

第5条 特別会員並びに、賛助会員が次の各号一に該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 小山二丁目地域内にマンション、事業所及び、大規模商店等が有しなくなったとき。
- (2) 会員からの退会届けが会長に提出されたとき。

### (会費)

第6条 本会の特別会員並びに、賛助会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 特別会員：一つのマンションに居住できる最大居住世帯数の1/2をマンションの特別会員数として、一世帯あたり年間：¥6,000円(¥500円/月)として、マンション管理会社が一括支払うものとする。尚、計算上一世帯未満は切り上げとする。
- (2) 賛助会員：事業所又は、事業主が賛助会員会費として、年間：¥20,000円を支払うものとする。

(会費納入方法)

第7条 本会の特別会員並びに、賛助会員は、次に定める納入方法に基づいて会費を納入しなければならない。

(1)事業主並びに、マンション管理会社は自治会が指定する銀行口座へ事前に取り決めた月単位(6カ月単位又は、1年単位)で、4月又は、10月に銀行振り込みをする。

(規定の改正)

第8条 この規定についての改正は、自治会役員会において審議決定する。

附 則

1. この規定は、平成13年12月1日から施行する。